

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	芙蓉総合リース株式会社	コード	8424
提出日	2026/5/26	異動(予定)日	2026/6/23
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため ・項番3「独立役員の属性・選任理由」を一部変更したため(対象番号1,2,3,4,5,7)		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	山村 雅之	社外取締役	○											△						有
2	松本 博子	社外取締役	○											△		○				有
3	益 一哉	社外取締役	○											○						有
4	井阪 隆一	社外取締役	○											○					新任	有
5	根本 恵梨乃	社外監査役	○										●						新任	有
6	井本 裕	社外監査役	○														○			有
7	大久保 英明	社外監査役	○											△						有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	山村 雅之氏は過去3年以内において東日本電信電話株式会社(現NTT東日本株式会社)の相談役及びシニアアドバイザーでありましたが、同役職はいずれも同社の業務執行者に該当するものではありません。また、同氏は過去3年よりも前に同社の代表取締役社長でありましたが、当社は直近事業年度において同社との取引はございません。 また、同氏は過去3年以内において一般社団法人電気通信協会の会長でありましたが、当社は直近事業年度において同法人との取引はございません。 なお、同氏は、東京ガス株式会社の社外取締役であります。同社の業務執行者ではございません。	東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。
2	松本 博子氏は学校法人女子美術大学の理事であります。当社は直近事業年度において同学校法人との取引はございません。また、当社は学生支援、女性活躍推進等、社会貢献の一環として、同学校法人と共同設立した「芙蓉・女子美Venusファンド」に資金を拠出しておりますが、その額は年間5百万円以下です。	東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。
3	益 一哉氏は国立研究開発法人産業技術総合研究所量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター長であります。当社は直近事業年度において同法人との取引はございません。 また、同氏は過去3年以内において国立大学法人東京工業大学(現東京科学大学)の学長でありましたが、当社は直近事業年度において同法人との間に通常のリース取引があるものの、その額は年間連結総売上高の1%未満です。なお、同氏は国立大学法人東京科学大学の特別顧問であります。同法人の業務執行者ではございません。	東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。
4	井阪 隆一氏は過去3年以内において株式会社セブン&アイ・ホールディングスの代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)でありましたが、当社は直近事業年度において同社との取引はございません。	東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。
5	根本 恵梨乃氏は過去3年以内においてプリストル・マイヤーズ スクイブ株式会社の社内弁護士でありましたが、当社は直近事業年度において同社との取引はございません。 なお、同氏の近親者(二親等以内の親族をいいます)は過去3年以内において西村あさひ法律事務所・外国法共同事業の弁護士でありましたが、当社は直近事業年度において同事務所との間に取引があるものの、当該近親者は当社関連案件を担当していません。	東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。
6	—	東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。
7	大久保 英明氏は過去3年よりも前に損害保険ジャパン株式会社の常務執行役員でありましたが、当社は直近事業年度において同社との間に通常のリース取引があるものの、その額は年間連結総売上高の1%未満です。 また、同氏は過去3年以内において公益財団法人自動車リサイクル促進センターの業務執行理事でありましたが、当社は直近事業年度において同法人との取引はございません。	東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。

4. 補足説明

【当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に定める独立性基準は、以下のとおり。】

当社取締役会は、当社の社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」といいます）が次のいずれかに該当する場合、独立性の要件を満たしていないと判断します。

1. 当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます）の業務執行者
2. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます）
5. 当社の大株主またはその業務執行者
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者またはその業務執行者
7. 社外役員の相互就任関係となる他の法人の業務執行者
8. 近親者（近親者とは二親等以内の親族をいいます）が上記1から7までのいずれか（4及び5を除き、重要なものに限ります）に該当する者
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 上記1から7において、当社が独自の判断として、独立性を判断する基準は以下のとおりとします。なお、形式的に独立性に抵触する場合であっても、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認める場合があります。
 - (1) 過去において、上記1に該当している者は、会社法第2条の定める社外役員の適格性を満たす場合、独立性を認めます。
 - (2) 上記2及び3における、「主要な取引先」の解釈は、役務の提供等に伴う金銭その他の財産授受に関し、継続して（継続が見込まれる場合を含みます）、直近の事業年度の年間連結総売上高の1%以上となる取引がある場合には主要な取引先とみなします。
 - (3) 上記4における「多額の金銭その他の財産を得ている」基準は、過去3年間平均により年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているか否かにより、独立性を判断します。
 - (4) 上記5における「大株主」とは、議決権比率が10%を超える株主をいいます。
 - (5) 上記6の「寄付を行っている先またはその業務執行者」において、過去3年間平均により年間1,000万円を超える寄付を行っている場合には、独立性に疑義があるものとみなします。
 - (6) 上記7の「相互就任の関係にある先」のうち、双方が継続して相互に選任し、かつ、当社出身以外の社外役員が複数人存在しない場合など、密接な関係が認められる場合には、独立性に疑義があるものとみなします。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。